

第9章 こども未来

1 こども未来

2 児童福祉

3 母子保健

こども未来

1 こども未来

(1) こども政策

ア こども基本条例（こどもの権利の保障）

こどもの権利を保障するための基本的な事項を定めることにより、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現することを目的として、前橋市こども基本条例（令和7年前橋市条例第47号）を制定した。前文には、ワークショップでこどもたちが考えた、大人に宛てたメッセージを盛り込んだ。

(ア) 主な内容

こどもの権利を保障することの基本理念	1 こどもが、あらゆる偏見や差別を受けず、権利を持つ個人として尊重されること。
	2 こどもが、自分に関係のあることについて意見を表すことや社会に参加する機会が確保され、その意見が年齢と発達に応じて尊重されること。
	3 こどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとって最も良いことは何か、第一に考えられること。
	4 こどもの年齢と発達、個別の状況に応じた支援が、行われること。
本市において特に大切にすることの権利	1 安心して生きる権利
	2 豊かで健やかに育つ権利
	3 自分を守り、守られる権利
	4 意見を表し、社会に参加する権利
こどもの権利を保障するための役割	1 保護者の役割
	2 市の役割
	3 育ち学ぶ施設の役割
	4 地域住民の役割
	5 事業者の役割
	6 共通の役割
こどもの権利の普及促進	こどもの権利についての理解と関心を深めるため、11月20日を「前橋市こどもの権利の日」として定める。

(イ) 施行期日

令和8年4月1日

イ こども計画

こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づき、国の「こども大綱」と群馬県のこども計画である「ぐんまこどもビジョン2025」を勘案して、本市におけるこども施策を総合的に推進するための「前橋市こども計画～こどもも幸せに暮らせる前橋市スマイル計画～」を策定し、令和8年3月31日に公表した。なお、計画のサブタイトルは、検討時に開催したこども向けワークショップにおいて参加したこどもたちが発案した3案をもとに、パブリックコメントで最多得票を得た案を採用した。

(ア) 基本理念

全てのこどもが夢や希望を持ち、笑顔で自分らしく育つことができる、みんなが幸せなまちをつくる

(イ) 計画の構成

基本目標	施策の柱
1 こどもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現	1 こどもの権利の普及促進
	2 こどもの意見表明と社会参加の促進
2 こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現	1 ライフステージ共通の支援
	2 こども・若者への支援
	3 子育て当事者への支援
	4 こども・若者や家族の状況に応じた支援
3 こどもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、全ての市民、事業者など市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現	1 保育・教育現場の取組
	2 官民連携・協働
	3 地域での活動
	4 安全・安心に成長できる環境の整備
	5 こどもの居場所づくり
	6 相談体制の充実

(ウ) 計画期間

令和8年度～令和11年度

ウ 検討推進体制

こども基本条例とこども計画の検討に当たっては、庁内における検討推進体制として「こどものまち前橋推進本部」を、専門家や子育てに関わる当事者による審議機関として「こどものまち前橋有識者会議」を、こどもや若者からの意見聴取を検討推進する会議として「こどものまち前橋若者会議」をそれぞれ設置したほか、ワークショップの開催やパブリックコメントの実施などにより、こどもを含めた市民の声を聴き、反映させながら進めた。

今後についても同様に、庁内の各部署が連携するとともに、関係機関、こどもや若者、子育て当事者、地域住民、事業者と協働し合い、その意見を聴いて反映させながら関係する施策を進めていく。

なお、令和8年度から、「こどものまち前橋有識者会議」は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）や子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の規定により設置する「前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（前橋市子ども・子育て会議）」を兼ねることとしたほか、「こどものまち前橋若者会議」は、こどもを委員に追加し、「こどものまち前橋こども・若者会議」とした。

会議名称	委員
こどものまち前橋推進本部	市長、副市長、教育長、公営企業管理者、全部長
こどものまち前橋有識者会議（前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、前橋市子ども・子育て会議）	保育・教育施設や地域、子育て当事者などの代表者、弁護士、学校教育関係者、社会教育関係者、事業主等
こどものまち前橋こども・若者会議	高校生世代のこども、大学生世代の若者

(2) こども家庭センター

児童福祉法及び母子保健法の改正を受け、令和6年4月1日より、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合して、前橋市保健センター2階のこども未来部（こども支援課・こども施設課）内にこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉の両機能の一体的相談支援を行うとともに、多様な家庭環境等に関する支援体制を充実、強化させた。

2 児 童 福 祉

(1) 児 童 福 祉

ア 児童扶養手当制度

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する。

<支給要件>

- ・ 父母が婚姻の解消をした児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が重度の障害の状態にある児童 等

<所得制限>

扶養親族 1 人の場合の受給者本人所得額：所得には養育費の 8 割相当額を加算

全部支給 1,070,000円未満

一部支給 2,460,000円未満

<支 給 額>

区分	児童 1 人	第 2 子以降加算額
全部支給	48,050円	11,350円
一部支給	48,040円～11,340円	11,340円～5,680円

<受給者数> 1,902人（令8.3.31現在）

<対象児童数> 2,858人（ ” ” ）

イ 児童手当制度

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に支給する。

<支給要件>

高校生年代（18歳到達後最初の 3 月 31 日）までの児童を養育している人に支給する。

<支 給 額>

区 分	第 1 子、第 2 子	第 3 子以降※
0 ～ 3 歳未満	15,000円	30,000円
3 歳～高校生年代まで	10,000円	

※第 3 子以降とは、高校生年代までの児童及びその兄弟等（22歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にあって、親等が経済的負担を担っている子）のうち、年齢が上の子から数えて 3 人目以降の子のことをいう。

<受給者数> 23,713人（令8.3.31現在）

<対象児童数> 38,570人（令8.3.31現在）

ウ 災害遺児手当支給制度

交通事故又は労働災害事故で生計の中心である父又は母を失った（障害の状態となった場合も含む）高校生年代までの児童（遺児）を扶養している保護者に対し、災害遺児手当を支給し、災害遺児の健全な育成を図る。

<受給資格>

- ① 親権者（父母）又は親権者に代わり、現に災害遺児を扶養し、遺児と同じ世帯にいる保護者
- ② 本市に居住し、住民票に記載されていること

<支 給 額>

災害遺児 1 人につき月額3,500円

＜支給期間＞

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（支給開始は、申請日の属する月の分から）

エ 災害遺児入学祝金贈呈事業

篤志寄附金を基にして、災害遺児の健全なる育成を図るため、前橋市社会福祉基金からの運用益金により災害遺児が小学校・中学校又は高校等に入学する場合に、災害遺児1人につき、15,000円をその保護者又は養育者に対し贈呈する。

オ 母子家庭、父子家庭自立支援事業

① 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を促進するため、あらかじめ指定した教育訓練講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行い、資格取得を目指す者に対して受講費用の一部を支給する。

② 高等職業訓練促進給付金等

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に結びつきやすく、かつ生活の安定に役立つ資格（看護師・准看護師・助産師・保健師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等）の取得を目指して養成機関で修業しているとき、修業期間の全期間（4年間を上限とするが、取得予定の資格により支給期間は異なる）について訓練促進費を支給するとともに、修了時に修了支援給付金を支給する。

※准看護師養成機関修了後、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で従業する場合は5年間

③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親又は子が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、給付金を支給する。

④ 母子・父子プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定し、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。

⑤ ひとり親家庭養育費確保支援事業

養育費に関する公正証書等作成支援補助金および養育費の保証促進補助金を交付し、養育費の安定的な確保を図る。

⑥ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子・父子・寡婦福祉資金は、母子家庭及び父子家庭や寡婦の人たちの経済的自立と生活の安定のため、要件を満たした方へ貸付を行う。

⑦ ひとり親家庭支援事業

・ こどもフードパントリー事業

物価高の影響を受けるひとり親家庭等へ食料品及び日用品を配送

・ こどもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭等のこどもが大学等を受験する際にかかる受験料を補助（上限5万3千円）

・ 「つながる一絆」ネイチャーキッズプロジェクト

ひとり親家庭のこどもたちのコミュニケーション力、協調性を育むことを目的に、2泊3日の自然体験プログラムを実施

・遊びながら学ぶ”未来の自分”発見プロジェクト

ひとり親家庭の親子（住民税非課税）を対象に、こどもの体験活動の機会を創出するため、親子で参加できる職業体験施設へのバス旅行を実施

カ 家庭児童相談

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談指導を行う。

＜相談時間＞ 毎週月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

＜相談延件数＞

（令和7年度）

性 格 ・ 生 活 等	知 能 ・ 言 語	学 校 生 活 等			非 行	家 族 関 係		環 境 福 祉	心 身 障 害	そ の 他	計
		人 関 係	登 拒 校 否	そ の 他		虐 待	そ の 他				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
77	0	2	2	3	0	1,735	50	1,258	11	240	3,378

キ 子育て短期支援事業

（令和7年度）

児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の理由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設において一定期間養育・保護を実施する。

＜利用人数＞ 28人

ク まえばし子ども見守り宅食事業

（令和7年度）

要支援家庭でありながら、自ら支援を求めていくことが困難で地域から孤立の恐れのある家庭に対し、食材等の配布を通じたこどもの見守り体制の強化を図る。

＜延べ人数＞ 424人

＜訪問回数＞ 207回

ケ ヤングケアラー訪問支援事業

（令和7年度）

ヤングケアラーのいる家庭に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事等の支援を実施することにより、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減する。

＜利用人数＞ 1人

＜利用回数＞ 93回

コ 母子・父子自立支援員

母子家庭の母又は父子家庭の父で現に児童を扶養しているもの並びに寡婦の生活向上を図るため、各種相談に加え自立に必要な情報提供及び支援を行っている。

サ こども発達支援センター事業

発達等に心配のある0～15歳までのこどもとその保護者に対し、相談や教室等を通して発達支援及び保護者支援を行っている。また相談内容に応じて、関係機関と連携し支援を行う。

① こどもの相談

（令和7年度）

区 分	実施回数（回）	相談件数
発達全般の相談	1,110	1,110
ことばの相談	124	124
作業療法相談	113	113
幼児発達相談指導（エンゼルサポート）	25	25
のびのび発達相談	24	91

② 保護者の相談・支援

(令和7年度)

区 分	実施回数(回)	参加延人数
きりん心理相談	15	15
障害児親の会(ブルーベリーの会)	10	58
ペアレント・トレーニング	36	146

③ あそびの(親子)教室

(令和7年度)

区 分	実施回数(回)	参加延人数
1歳児クラス	26	322
2歳児クラス	50	578
3歳児クラス	38	465
3歳以上児クラス	24	240

④ 運動発達教室

(令和7年度)

年長児と保護者を対象にこどもの運動発達を促す遊びを通し、発達状況、親子関係等の観察を行い支援する。

<実施回数> 36回

<参加延人数> 206人

⑤ コンサルテーション(専門的技術支援)

(令和7年度)

認定こども園、保育園(所)、幼稚園、小・中特別支援学校等の職員に対し、こどもへの適切な対応に関する技術的な助言を行う。

<実施回数> 61回

<参加延人数> 111人

⑥ 小中学校(特別支援教育等)との連携

(令和7年度)

こどもの発達相談等の内容に応じて、関係機関と連携し支援を行う。

<サポート会議実施回数> 5回

<その他の連携> 421回

シ 結核児童療育医療給付事業

結核にかかっており、入院を必要とする児童に対して、治療に必要な医療費を負担することのほか、また学用品や日用品費の支給を行う。

ス 児童養護施設等入所児童自立支援事業

(令和7年度)

区 分	児童数	金額
児童養護施設等退所者自立生活支度金支給	6	1,200,000
児童養護施設等入所者自動車運転免許取得支援	11	2,016,830

セ 第3子以後の保育所保育料等無料化事業

子育てに対する経済的負担を軽減し、子育て支援を目的に、第3子以後の保育料(時間延長保育サービス加算及び休日保育サービス加算を除く)及び副食費を無料にする。

<事業概要>

次の要件を全て満たす保護者に対して、対象児童の保育料及び副食費を無料とする。

① 対象児童が第3子以後であること(生計が同一の世帯で第3子以後)

② 保護者の住民登録が市内にあること

- ③ 当該年度における市町村民税の申告をしていること
- ④ 対象児童が市内又は本市と管外保育を行っている市町村の認可保育関係施設に入所していること

＜事業実績＞

(令和7年度)

区 分	対象人数	減免額 (円)	対象者
保 育 料	755	114,067,220	0歳～2歳児クラスに在籍する園児
副 食 費	773	35,869,350	3歳クラス以上に在籍する園児 (1号認定含む)

ソ こども預かりサービス利用料軽減補助事業

認可外保育施設を利用する保護者に対して、子育てに対する経済的負担を軽減し、子育てと就労の両立支援を目的に、第3子以後の保育料の一部を補助する。

＜事業概要＞

次の要件を全て満たす保護者に対して、対象児童の保育料の一部（交付対象児童1人あたり月額27,000円を限度とする。）を補助する。

- ① 対象児童とその保護者の住所が市内にあること
- ② 同一世帯で子供を3人以上扶養していること
- ③ 対象児童が小学校就学前であること
- ④ 対象児童が施設設置の届出等をしてある認可外保育施設を利用し、その保育料を支払済みであること
- ⑤ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による新2号認定又は新3号認定を受けていないこと（企業主導型保育施設にあっては、国の無償化対象となっていないこと）。ただし、幼稚園利用者は、この限りではない。

＜事業実績＞（令和7年度）

- ① 対象人数 59人
- ② 補助額 9,975千円

タ 子育てひろば

児童やその保護が気軽に集い、相互に交流を深める場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談を行うことにより、子育てを支援する。

＜所 在 地＞ 前橋市本町二丁目12-1 前橋プラザ元気21 2階

① プレイルーム

エアートラックなどの大型遊具、指先を使うブロックなどが室内にあり、天候を気にしないで、こども達が安心して、楽しく、自由に遊ぶことができる。

＜開館時間＞ 午前10時～午後6時

＜休 館 日＞ 水曜日、12月29日～翌年1月3日

＜利用料金＞ 1歳から12歳までの児童 入場1回（50分利用）100円

② 親子元気ルーム

3歳未満のこどもに適した遊具をたくさん備え、親子遊び、子育て世代の交流、子育て情報の提供、子育て相談などを行う。

＜開館時間＞ 午前10時～午後6時

＜休 館 日＞ 水曜日、12月29日～翌年1月3日

チ 元気保育園子育て応援事業

市内全部の公・私立保育園を拠点に妊婦から親子まで、気軽に立ち寄れる身近な子育ての拠り所として、育児相談や保育所体験などの交流の機会を設けている。

ツ ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織の地域における相互援助活動を推進することにより、仕事と育児の両立支援や児童福祉の向上を図る。

＜所在地＞ 前橋市大渡町二丁目3-15 ジョブセンターまえばし 1階

テ 病児・病後児保育事業

病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童を保育士や看護師が配置された専用施設において一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立等を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、児童の健全な育成を図る。

＜実施状況＞

施設名	所在地	開設時期
群馬県済生会前橋病院「おひさまの家」	上新田町632-3 群馬県済生会前橋病院敷地内	平25.11.1
前橋赤十字病院「たんぽぽ」	朝倉町389-1 前橋赤十字病院敷地内	平30.6.11
かなざわ小児科クリニック「おれんじ」	幸塚町90-1 かなざわ小児科クリニック敷地内	令元.5.21
社会福祉法人清香会「大胡チャイルドサポート」	堀越町1390-2 大胡第2こども園敷地内	令2.4.1

(2) 児童福祉施設

ア 公立保育所

(令8.4.1現在)

施設名	定員(人)	認可年月日	規模		
			土地(㎡)	建物(㎡)	構造
第一	100	昭25. 4. 1	2,156.04	720.81	鉄筋コンクリート造2階建
第二	50	昭27. 4. 1	1,364.06	705.54	鉄筋コンクリート造2階建
六供	150	昭27. 4. 1	3,710.29	969.32	鉄筋コンクリート造2階建
元総社	90	昭30. 3. 1	2,504.00	647.64	鉄筋コンクリート造2階建
上川淵	110	昭30. 5. 1	3,957.00	752.52	鉄筋コンクリート造平屋建
清里	60	昭32. 3. 31	3,232.00	506.30	鉄筋コンクリート造平屋建
桂萱	90	昭33. 4. 12	4,395.00	724.70	鉄筋コンクリート造平屋建
東	150	昭33. 4. 1	3,536.00	802.50	鉄筋コンクリート造2階建
南橋	160	昭34. 3. 21	4,201.57	973.35	鉄筋コンクリート造2階建
芳賀	90	昭35. 3. 31	5,717.51	911.67	鉄筋コンクリート造2階建
下川淵	120	昭36. 4. 1	5,071.60	778.69	鉄筋コンクリート造2階建
細井	110	昭40. 4. 1	4,363.00	898.19	鉄筋コンクリート造2階建
荒砥	100	昭42. 4. 1	4,071.92	956.19	鉄筋コンクリート造2階建
広瀬	110	昭49. 4. 1	2,627.37	770.14	鉄筋コンクリート造2階建
粕川	90	昭52. 3. 23	2,915.00	913.32	木造平屋建
富士見	170	昭46. 4. 1	3,314.66	1,140.25	鉄骨一部木造平屋建
16施設	1,750		55,432.24	13,054.64	

イ 私立保育園

(令8.4.1現在)

施設名	設置者名	認可年月日	所在地
総社	(社福) 照隅会	平成 31. 4. 1	総社町総社 1596
前橋東	(社福) 大宝会	昭和 27. 7. 23	文京町四丁目 9-13
芳賀南	(社福) 芳善会	昭和 45. 3. 27	端気町 335-2
はと	(社福) はとの会	昭和 45. 3. 27	上小出町一丁目 15-4
あゆみ	(社福) あゆみ会	昭和 45. 3. 27	朝倉町 861-1
長昌寺	(社福) 栗ノ木会	昭和 45. 3. 27	大手町一丁目 3-5
しゃか	(社福) 菊水会	昭和 46. 3. 15	元総社町 2502-2
永明	(社福) 浄土福祉会	昭和 47. 4. 1	上大島町 860
めぐみ	(社福) 上毛愛隣社	昭和 47. 4. 1	岩神町二丁目 5-10
第二はと	(社福) はとの会	昭和 47. 4. 1	上細井町 1212-1
中央大橋	(社福) 中央大橋福祉会	昭和 47. 4. 1	石倉町五丁目 21-5
宝塔	(社福) 照隅会	昭和 51. 3. 25	総社町総社 1596-1
愛泉	(社福) しのめ会	昭和 55. 4. 1	江木町 518
きりのこ	(社福) あおぎり会	昭和 56. 4. 1	国領町二丁目 22-7
おおどり	(社福) おおどり会	昭和 52. 3. 31	茂木町 183-1
大胡第一	(社福) 清香会	昭和 42. 4. 7	茂木町 23-32
石倉	(社福) しのめ会	平成 21. 4. 1	石倉町二丁目 11-3

ウ 認定こども園

(令8.4.1現在)

施設名	設置者名	認可年月日	所在地	認定こども園として 運営開始した日
チャイルドスクール 岩 神	(社福) 上毛愛隣社	昭和 23. 6. 30	岩神町二丁目 5-12	令和8.4.1
まえばしこども園	(社福) 上毛愛隣社	昭和 23. 6. 30	平和町一丁目 2-7	平成31.4.1
相 愛 館	(社福) 徳 育 会	昭和 24. 5. 1	日吉町二丁目 27-28	平成29.4.1
二之宮保育園	(社福) 大乘福祉会	昭和 43. 3. 6	二之宮町 1810-1	平成27.4.1
あおぞら総社	(社福) 清 栄 会	昭和 44. 4. 18	総社町植野 511-1	平成27.4.1
ふたばこども園	(社福) ふたば会	昭和 49. 4. 1	五代町 1301-3	平成30.4.1
SuruSu 祝昌こども園	(社福) 養 心 会	昭和 49. 4. 1	公田町 556-1	平成29.4.1
上細井保育園	(社福) 芙 蓉 会	昭和 51. 4. 1	上細井町 138-1	令和 7.4.1
も も の き	(社福) 桃 木 会	昭和 52. 4. 1	上沖町 731-4	平成27.4.1
おりーぶの森	(社福) 若 宮 会	昭和 53. 3. 31	朝倉町 138-1	平成28.4.1
駒形こども園	(社福) 若 駒 会	昭和 55. 4. 1	駒形町 410-3	平成28.4.1
大胡第2こども園	(社福) 清 香 会	昭和 56. 4. 1	堀越町 1397-2	平成28.4.1
大胡第3こども園	(社福) 清 香 会	平成 15. 3. 31	樋越町 701-2	令和 3.4.1
赤城育心こども園	(社福) 育 恵 会	昭和 46. 9. 30	市之関町 401	平成27.4.1
ひまわりこども園	(社福) ぐんま福祉会	昭和 53. 3. 31	粕川町女淵1058-1	平成29.4.1
SuruSu上陽こども園	(社福) 養 心 会	昭和 46. 3. 15	西善町598-2	令和 4.4.1
た ち ば な	(社福) たちばな会	平成 19. 3. 16	下大島町 1055-93	平成28.4.1
ろっくひよこ プリスクール	(社福) 伸 晃 会	平成 20. 4. 1	上佐鳥町 538-3	平成27.4.1
あおぞら北	(社福) 清 栄 会	平成 20. 4. 1	関根町三丁目 6-1	平成27.4.1
共愛学園こども園	(学) 共 愛 学 園	幼稚園 昭和 28.4.1 保育所 平成 21.4.1	小屋原町 1121-2	平成 28.4.1
ぼらりすこども園	(社福) 一 真 会	平成 17. 4. 1	富士見町原之郷 1268	平成28.4.1
清 心 幼 稚 園	(学) 清 心 学 園	明治 28.11.21	大手町三丁目 1-21	平成 27.4.1
わかくさ幼稚園	(学) 森 本 学 園	昭和 27. 7. 26	嶺町 1365-5	平成 30.4.1
静 和 幼 稚 園	(学) 小 林 学 園	昭和 30. 4. 8	文京町一丁目 29-18	平成 28.4.1
い ず み 幼 稚 園	(学) スジャータ学園	昭和 30.10.18	女屋町 1094-5	平成 27.4.1
元総社幼稚園	(学) 花 園 学 園	昭和 30.10.18	元総社町 1372-1	平成 27.4.1
敷 島 幼 稚 園	(学) 第二永井学園	昭和 35. 4. 12	川原町二丁目 24-1	平成 30.4.1
二子山幼稚園	(学) いまい学園	昭和 37. 2. 22	朝倉町一丁目 3-7	平成 28.4.1
大利根育英幼稚園	(学) 中 村 学 園	平成 29. 3. 3	川曲町 529-1	平成 29.4.1
第二あさひ幼稚園	(学) ひろし学園	昭和 44. 3. 29	三俣町二丁目 10-3	平成 27.4.1
ひろせ幼稚園	(学) 永 井 学 園	昭和 44. 3. 29	広瀬町三丁目 32-1	平成 31.4.1
明 和 幼 稚 園	(学) 平 方 学 園	昭和 46. 3. 15	勝沢町 282	平成 27.4.1
慈 照 幼 稚 園	(学) 大 乘 学 園	昭和 47. 9. 27	二之宮町 1812-7	平成 27.4.1
こまがた幼稚園	(学) 駒 形 学 園	昭和 49. 3. 12	駒形町 807-1	平成 27.4.1
桃 瀬 幼 稚 園	(学) 斉 藤 学 園	昭和 51. 3. 5	西片貝町四丁目 16-2	令和 3.4.1
元 景 幼 稚 園	(学) 春 芳 学 園	昭和 52. 3. 1	総社町植野 142-1	令和 3.4.1
あ さ ひ 幼 稚 園	(学) ひろし学園	昭和 52.12.26	東片貝町 1061-1	平成 28.4.1
山 王 幼 稚 園	(学) たちばな学園	昭和 53.12.26	山王町二丁目 9-5	平成 27.4.1
清 華 幼 稚 園	(学) 東 大 室 学 園	昭和 54.12.27	東大室町 929-1	令和 2.5.1
しょうび第二幼稚園	(学) 裳 美 学 園	昭和 57. 3. 27	新堀町 1040	平成 27.4.1

施設名	設置者名	認可年月日	所在地	認定こども園として 運営開始した日
木の実幼稚園	(学) 一隅学園	昭和 31. 7. 28	粕川町室沢 261-1	平成 30. 4. 1
いしい幼稚園	(学) 関口学園	昭和 38. 9. 28	富士見町石井 896-1	平成 30. 4. 1
ポケット幼稚園	(学) 恵光学園	昭和 53. 9. 13	富士見町米野 1305-1	平成 29. 4. 1
鈴蘭幼稚園	(学) 昌賢学園	昭和 28. 2. 18	元総社町 152	平成 29. 4. 1
明星幼稚園	(学) 冷泉学園	昭和 30. 4. 8	南町一丁目 21-28	平成 27. 4. 1
しょうび第一幼稚園	(学) 裳美学園	昭和 30. 10. 18	城東町一丁目 2-7	平成 27. 4. 1
江木幼稚園	公認 太田きみ子	昭和 34. 1. 9	堤町 537-11	平成 27. 4. 1
粕川幼稚園	(学) 亀井学園	昭和 31. 2. 20	粕川町女淵 446-4	平成 28. 4. 1
富士見幼稚園	(学) 柳学園	昭和 53. 2. 20	富士見町時沢 2120-8	平成 28. 4. 1
あおいこども園	(社福) あおい会	昭和 28. 12. 1	朝日町三丁目 21-11-1	平成 31. 4. 1
トキワ保育園	(社福) 吉弘会	昭和 46. 3. 15	上新田町 609-1	令和 7. 4. 1
大手町くりの木保育園	(社福) 栗ノ木会	昭和 47. 4. 1	大手町二丁目 16-1	令和 2. 4. 1
しゃか第二こども園	(社福) 菊水会	昭和 51. 4. 1	元総社町 2497-2	令和 3. 4. 1

《令和 8 年度前橋市保育所（園）・認定こども園保育料表》

① 保育認定（2号3号）の方

（令 8.4.1 現在）

在籍入所児童の属する世帯の階層区分				保育料（月額）（単位：円）			
階層区分	市区町村民税等による定義			3歳未満の児童（保育標準時間）	3歳以上の児童（保育標準時間）	3歳未満の児童（保育短時間）	3歳以上の児童（保育短時間）
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯			0	0	0	0
B	A階層、C階層及びD階層を除く市区町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C		第 1	均等割のみの課税世帯	7,000 (2,800)	0	6,900 (2,700)	0
		第 2	所得割の額が 24,300 円未満	8,300 (3,300)	0	8,200 (3,200)	0
		第 3	24,300 円以上 48,600 円未満	8,800 (3,500)	0	8,700 (3,400)	0
D	A階層、B階層を除く市区町村民税の額が次の区分に該当する世帯	第 1	48,600 円以上 52,200 円未満	11,000 (4,400)	0	10,800 (4,300)	0
		第 2	52,200 円以上 57,000 円未満	12,500 (5,000)	0	12,300 (4,900)	0
		第 3	57,000 円以上 64,200 円未満	15,300 (6,000)	0	15,000 (5,900)	0
		第 4	64,200 円以上 78,600 円未満	21,100 (7,700)	0	20,800 (7,500)	0
		第 5	78,600 円以上 97,000 円未満	27,000 (9,000)	0	26,600 (8,800)	0
		第 6	97,000 円以上 117,000 円未満	33,500 (11,600)	0	33,000 (11,400)	0
		第 7	117,000 円以上 140,100 円未満	37,400 (13,100)	0	36,800 (12,900)	0
		第 8	140,100 円以上 155,700 円未満	40,400 (14,300)	0	39,800 (14,100)	0
		第 9	155,700 円以上 169,000 円未満	42,700 (15,200)	0	42,100 (14,900)	0
		第 10	169,000 円以上 288,100 円未満	45,200 (16,200)	0	44,500 (15,900)	0
		第 11	288,100 円以上	46,800 (16,900)	0	46,100 (16,600)	0

② その他の保育料

A 保育短時間認定者の 8 時間以上 11 時間未満の延長保育料

公立保育所は階層区分が A・B 階層に該当する場合には 0 円、その他の階層に該当する場合は、2,000 (1,000) 円です。（1 日を単位とする利用の場合は 1 回につき 200 円です。）

B 11 時間以上利用の時間延長保育料

公立保育所は階層区分が A・B 階層に該当する場合には 0 円、その他の階層に該当する場合は、3,000 (1,500) 円です。（1 日を単位とする利用の場合は 1 回につき 300 円です。）

民間保育施設については、各施設にお問い合わせください。

エ 児童館

① 施設の概要

区 分	日吉児童館	朝倉児童館	大友児童館	下小出児童館	粕川児童館
所 在 地	日吉町二丁目17-10 (前橋市総合福祉会館内)	朝倉町170-3	大友町一丁目8 (さくら公園内)	下小出町二丁目15 (下小出中央公園内)	粕川町込皆戸526
敷地面積	前橋市総合福祉会館 20,136.00㎡	1,382.48㎡	さくら公園 15,503.38㎡	下小出中央公園 11,564.00㎡	1,565.00㎡
施設構造	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄骨造 平屋建
施設面積 (延床面積)	558.86㎡	443.76㎡	324.38㎡	345.21㎡	278.84㎡
施設内容	事務室・遊戯室・工作室(大友・下小出・粕川)・湯沸室(日吉・朝倉・粕川) 便所・視聴覚室(集会室)・図書室・展示コーナー・乳幼児室(朝倉)				
開館年月日	昭和49.8.28	昭和53.4.28	平成5.5.30	平成7.5.27	昭和61.4.1

② 利用の状況

A 日吉児童館

区分 年度	開館日数	幼 児			学 童			合 計
		午 前	午 後	計	午 前	午 後	計	
令和3年度	224	1,701	1,498	3,199	239	711	950	4,149
令和4年度	293	5,601	5,792	11,393	518	1,429	1,947	13,340
令和5年度	293	5,923	7,367	13,290	690	2,187	2,877	16,167
令和6年度	293	5,781	8,516	14,297	1,032	3,731	4,763	19,060
令和7年度	292	5,389	8,958	14,347	1,152	4,415	5,567	19,914

B 朝倉児童館

区分 年度	開館日数	幼 児			学 童			合 計
		午 前	午 後	計	午 前	午 後	計	
令和3年度	250	4,183	2,835	7,018	267	1,136	1,403	8,421
令和4年度	293	5,061	4,461	9,522	374	1,382	1,756	11,278
令和5年度	294	4,474	4,742	9,216	507	2,848	3,355	12,571
令和6年度	293	3,798	4,640	8,438	480	3,893	4,373	12,811
令和7年度	292	3,147	4,604	7,751	577	4,662	5,239	12,990

C 大友児童館

区分 年度	開館日数	幼 児			学 童			合 計
		午 前	午 後	計	午 前	午 後	計	
令和3年度	250	2,698	3,353	6,051	446	1,388	1,834	7,885
令和4年度	293	3,430	4,230	7,660	587	2,448	3,035	10,695
令和5年度	293	3,605	5,696	9,301	695	3,656	4,351	13,652
令和6年度	293	3,584	5,551	9,135	880	4,607	5,487	14,622
令和7年度	292	3,287	5,258	8,545	964	4,711	5,675	14,220

D 下小出児童館

区分 年度	開館日数	幼 児			学 童			合 計
		午 前	午 後	計	午 前	午 後	計	
令和3年度	250	2,710	3,799	6,509	259	912	1,171	7,680
令和4年度	293	3,406	4,023	7,429	513	2,140	2,653	10,082
令和5年度	293	2,982	4,029	7,011	460	2,922	3,382	10,393
令和6年度	293	2,937	4,264	7,201	682	3,301	3,983	11,184
令和7年度	292	2,777	4,581	7,358	790	3,964	4,754	12,112

E 粕川児童館

区分 年度	開館日数	幼 児			学 童			合 計
		午 前	午 後	計	午 前	午 後	計	
令和3年度	250	2,024	1,743	3,767	216	392	608	4,375
令和4年度	292	2,348	2,559	4,907	312	737	1,049	5,956
令和5年度	294	2,702	2,959	5,661	347	876	1,223	6,884
令和6年度	293	2,191	2,679	4,870	411	1,082	1,493	6,363
令和7年度	292	1,883	2,792	4,675	456	1,784	2,240	6,915

オ 放課後児童クラブ

保護者の就労等により放課後留守家庭の小学校の児童に対し、放課後等の生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成の向上を図る。(84施設)

(令8.4.1現在)

ク ラ ブ 名	所 在 地
あ ら こ 児 童 ク ラ ブ	荒子町1240
も も の せ 児 童 ク ラ ブ	西片貝町三丁目343
も も か わ 児 童 ク ラ ブ	荒牧町一丁目46-8
あ ら ま き 児 童 ク ラ ブ	荒牧町四丁目9-2
き よ さ と 児 童 ク ラ ブ	青梨子町446
あ ま が わ 児 童 ク ラ ブ	文京町三丁目18-4
わ か み や 児 童 ク ラ ブ	若宮町四丁目12-24
か い が や 児 童 ク ラ ブ	上泉町175-3
な か が わ 児 童 ク ラ ブ	三河町二丁目1-3
あ ら ま き 第 二 児 童 ク ラ ブ	関根町二丁目20-5
ひ ろ せ 児 童 ク ラ ブ	広瀬町三丁目19
え い め い 児 童 ク ラ ブ	上大島町655
そ う じ ゃ 児 童 ク ラ ブ	総社町総社1625
か つ や ま 児 童 ク ラ ブ	総社町植野32
し も か わ ふ ち 児 童 ク ラ ブ	鶴光路町38-1
お お ご 児 童 ク ラ ブ	堀越町1161
お お ご ひ が し 児 童 ク ラ ブ	河原浜町739-1
み や ぎ 児 童 ク ラ ブ	鼻毛石町1507-5
か す か わ 児 童 ク ラ ブ	粕川町女渕567-13
こ ま が た 児 童 ク ラ ブ	駒形町1191-1
し ん で ん 児 童 ク ラ ブ	上新田町1306-2
じ ょ う と う 児 童 ク ラ ブ	城東町一丁目35-5
か い が や ひ が し 児 童 ク ラ ブ	堤町729-6
と き ざ わ 児 童 ク ラ ブ	富士見町時沢1865-6
し も か わ ふ ち 第 二 児 童 ク ラ ブ	鶴光路町38-1
い し い ・ し ら か わ 児 童 ク ラ ブ	富士見町石井531-1
わ か ば 児 童 ク ラ ブ	朝倉町165-1
か い が や ひ が し 第 二 児 童 ク ラ ブ	堤町450-1
た き く ぼ 児 童 ク ラ ブ	滝窪町194
は ら 児 童 ク ラ ブ	富士見町原之郷1916
ほ そ い 児 童 ク ラ ブ	下細井町67-1
も も の い 児 童 ク ラ ブ	大手町二丁目16-4
あ ず ま 児 童 ク ラ ブ	箱田町1647-4

ク ラ ブ 名	所 在 地
もとそうじやみなみ児童クラブ	元総社町80-2
こまがた第二児童クラブ	駒形町1170-1
しもかわふち第三児童クラブ	鶴光路町38-1
いわがみ児童クラブ	岩神町四丁目4-1
はが児童クラブ	勝沢町719
学童保育所利根川教室	昭和町三丁目15-2
大利根児童クラブ	上新田町249-1
南町学童保育所	南町四丁目21-12
芳賀学童保育所	勝沢町104-4
細井学童クラブ	上細井町1842-3
元総社学童クラブ	元総社町2505-4
二之宮学童クラブ	二之宮町1810-1
桃木こどもクラブ	幸塚町182-2
東こどもクラブ	箱田町1615-2
おおどり学園	茂木町177-1
大渡こどもクラブ	岩神町三丁目18-6
清王寺こどもクラブ	若宮町一丁目6-3
たちばな児童館学童クラブ	山王町二丁目8-10
山王こどもクラブ	山王町二丁目13-5
元総社北こどもクラブ	元総社町1979-1
明星児童クラブ	南町一丁目22-1
共愛学園学童クラブ	小屋原町1130
スキップこどもクラブ	上大島町911
学童保育所あじさい園	川曲町536
第二学童保育所あじさいでんでんタウン	川曲町41
パレイストラ関根	関根町二丁目2-11
六供こどもクラブ	六供町一丁目13-1
上川淵こどもクラブ	朝倉町445-1
学童おひさま	富士見町原之郷1941-1
t o n a n 児童倶楽部	野中町447-1
共愛学園小学校アフタースクール	小屋原町1097-2
カナンプレイス光の子クラブ	大渡町一丁目5-5
こうふく園児童クラブ	大胡町355
パレイストラめがね橋	関根町三丁目24-9
明和児童クラブ	勝沢町282
ひかり学童クラブ	総社町総社3051-4
粕川幼稚園児童クラブ	粕川町女淵446-4
しょうび学童クラブ	新堀町1040
YMCAアフタースクールCoConまえばし	千代田町一丁目8-8
二之宮第二学童クラブ	二之宮町1580-2
大室学童クラブすくすくらんど	西大室町2764-6
パレイストラ南橋	南橋町19-1
S u n S u n おひさま	富士見町原之郷1941-1
桃井こどもクラブ	紅雲町二丁目10-4
虹こどもクラブ	朝倉町81-2
元総社南こどもクラブ	元総社町121-2
勝山総社こどもクラブ	総社町総社1698-2

9章

ク　　ラ　　ブ　　名	所　　在　　地
ゆ　ず　り　は　学　童　ク　ラ　ブ	下大島町 6 1 9－1
大　胡　こ　ど　も　ク　ラ　ブ	大胡町 2 9
児　童　ク　ラ　ブ　あ　と　り　え	泉沢町 7 0 5－2
桃　瀬　こ　ど　も　ク　ラ　ブ	東片貝町 8 8 7

3 母子保健

(1) 母子保健事業

ア 健康教育

- ① 妊産婦や乳幼児等の健康の保持増進のため、妊娠、出産又は育児等について保健指導や助言を行う。

(令和7年度)

区 分	実施回数 (回)	受講者数 (人)
ハローベビークラス	38	984
離乳食講習会すてっぷ1*	15	386
離乳食講習会すてっぷ2	12	248
離乳食講習会すてっぷ3	6	150
すこやか健康教室	36	885
巡回歯科指導	49	3,910

*オンラインによる教室を含む

- ② プレコンセプションケアについての正しい知識の普及・啓発のため、若い世代を対象に健康教育を行う。

(令和7年度)

実施回数 (回)	受講者数 (人)
9	922

- ③ 人の命が危機に直面している時に、こどもたちが自分で考え行動できる力を身に付けるため、「ジュニア救命トライアル」を開催。(消防局との共催事業)

(令和7年度)

実施回数 (回)	受講者数 (人)
2	49

イ 健康相談

妊産婦や乳幼児の健康に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導や助言を行う。

(令和7年度)

区 分	相談件数
妊産婦・乳幼児健康相談	2,270件
電話健康相談	16,602件
窓口健康相談	320件
妊娠届出時健康相談	1,839件
母子健康手帳の交付	1,860冊

ウ 健康診査

妊婦や、乳幼児を対象に疾病の早期発見などのために、健康診査を行う

(令和7年度)

区 分	対 象 者	実施回数等	受診者数 (人)
妊 婦 健 診	全 妊 婦	個別健診(14回、多胎は+5回)	21,983
妊 婦 歯 科 健 診	全 妊 婦	個別健診(1回)	920
産 婦 健 診	全 産 婦	個別健診(2回)	3,335
1 か 月 児 健 康 診 査	生後27日以降6週未満児	個別健診	1,691
3 か 月 児 先天性股関節脱臼健診	満 3 か 月 児	個別健診	1,654
3 ～ 4 か 月 児 健 診	満 3 ～ 4 か 月 児	個別健診	1,729
9 ～ 1 0 か 月 児 健 診	満 9 ～ 1 0 か 月 児	個別健診	1,742
1 歳 6 か 月 児 健 診	満 1 歳 6 か 月 児	集団健診(36回)	1,897
2 歳 児 歯 科 健 診	満 2 歳 児	集団健診(24回)	950
3 歳 児 健 診	満 3 歳 児	集団健診(36回)	2,058

区 分	一次健診(質問票)				二次健診(個別)		
	対象人数 (人)	提出人数 (人)	集計結果(人)		参加結果(人)		
			異常なし	二次健診対象児	参加人数	異常なし	要観察
5歳児健診	2,132	2,129	1,581	548	227	4	223

※5歳児健診は、市内園所に通う年中児(該当年度に満5歳になる児)を対象に抽出型個別相談方式にて実施。

エ 子育て支援

妊娠、出産、育児をめぐる保護者の不安を除去するよう教育や相談を実施し、健康や育児面の支援を行う。

(令和7年度)

区 分	実施回数 (回)	参加者 (組)
育児交流会 (ひよこクラス)	12	163
未熟児親の会 (プリミークラブ)	8	44
父親支援 (続・ひよこクラス)	2	10
多胎妊婦等支援 (さくらんぼ広場)	3	18

オ 訪問指導

乳幼児健診の事後指導や保護者の育児不安を解消するため、保健師、助産師、管理栄養士等による家庭訪問を行う。

(令和7年度)

対象者	妊産婦	新生児	未熟児	乳幼児	その他
件 数	2,477	144	44	2,685	773

カ おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業

前橋・高崎連携事業として、妊娠初期の胎児と母体を社会全体で守り、安心してこどもを生み育てられる環境づくりを目指す。具体的には、初期妊婦に対しマタニティ・車用ステッカーを配布し、周囲から暖かい配慮がうけられる環境づくりを図る。

(令和7年度)

マタニティ・グッズの配布数	
マタニティ・車用ステッカー	1,839

キ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児を持つ全ての家庭を助産師及び保健師が訪問し、育児不安の解消を図る。また子育てに役立つ情報提供を行う。

(令和7年度)

対 象 者 数	訪問者数	電話等
1,761人	1,761件	0件

ク 助成事業

① 不妊治療費助成事業

不妊治療を行っている夫婦の経済的な負担を軽減し、その治療に要する医療費の一部を助成し支援を行う。

(令和7年度)

助 成 件 数	521件
---------	------

② 不育症治療費助成事業

妊娠しても流産・死産を繰り返す不育症と診断され治療に取り組んでいる夫婦の経済的な負担を軽減し、その治療に要する医療費の一部を助成し支援を行う。

(令和7年度)

助 成 件 数	17件
---------	-----

ケ 未熟児養育医療給付事業

入院加療を必要とする満1歳未満の未熟児に対して、指定医療機関における医療費の自己負担を公費負担する。

(令和7年度)

新 規 申 請 件 数	53件
新 規 給 付 件 数	53件

コ 産後ヘルパー派遣事業

産後に親族等から家事・育児の協力が得られない生後6か月未満の赤ちゃんを養育している家庭にヘルパーが訪問し、家事・育児の支援を行う。

(令和7年度)

利用実人数	52人
利 用 回 数	574件

サ 産後ケア事業

産後1年未満の母子を対象に、医療機関等の受入施設や自宅で、授乳・育児に関する相談やアドバイス、休養等の心身のケアを行う。(宿泊型・通所型・居宅訪問型)

(令和7年度)

区 分	利用実人数	利用日数
宿 泊 型	253人	754日
通所型	416人	875日
居宅訪問型	55人	128日

※ 1人7日間まで利用可能

シ 新生児聴覚検査費用助成事業

聴覚障害を早期に発見し、音声言語発達への影響を最小限に抑えるために医療機関で実施している新生児の聴覚検査に対して、検査費用の一部を助成する。

(令和7年度)

助 成 件 数	1,643件
---------	--------

ス 初回産科受診料支援事業

低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげ

るため、初回の産科受診料の一部を助成する。

(令和7年度)

助 成 件 数	7件
---------	----

セ 出産・子育て応援給付金事業

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金を一体的に実施する事業を、令和5年1月10日に開始した。子ども・子育て支援法に基づく「妊婦のための支援給付」の創設に伴い、「出産・子育て応援給付金事業」は令和7年3月末で終了した。

出産・子育て応援給付金

妊娠届出時の面談実施後に妊婦1人につき50,000円、出生届出後の面談実施後に児童1人につき50,000円給付した。令和6年1月の対象者から口座振込又は電子地域通貨（めぶくPay）の選択制とし、電子地域通貨を選択した場合のみ2,500円を上乗せして給付。

(令和7年度)

支給区分	給付種別	対象妊婦数	支給額
出産応援給付金	口座振込	0人	0円
出産応援給付金	電子地域通貨	12人	630,000円
合 計		12人	630,000円

支給区分	給付種別	対象児童数	支給額
子育て応援給付金	口座振込	147人	7,350,000円
子育て応援給付金	電子地域通貨	115人	6,037,500円
合 計		262人	13,387,500円

出産・子育て応援給付金合計	274人	14,017,500円
---------------	------	-------------

ソ 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）・妊婦のための支援給付事業

令和7年4月1日から、児童福祉法に「妊婦等包括相談支援事業」、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付事業」が創設され、事業を開始した。

①妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

妊産婦に対し「妊娠届時」・「妊娠8か月時」・「出産後」に、「面談」と「アンケート」を実施し、妊娠時から継続的に寄り添い、安心して出産・子育てができるよう相談支援を行った。

(令和7年度)

区分	面談数
妊娠届時	1,839件
妊娠8か月時	1,242件※
出産後	1,761件

※ 妊娠8か月時は、令和7年度からアンケート回答のみは面談数には計上せず。

②妊婦のための支援給付事業

妊婦のための支援給付事業では、妊娠している人を対象とし、妊婦給付認定後に50,000円、妊娠しているこどもの人数の届出後に妊娠しているこども1人あたり50,000円を給付した。（※胎児心拍確認後の流産・死産を含む）

(令和7年度)

支給区分	給付種別	対象妊婦数	支給額
妊婦支援給付金（1回目）	口座振込	1,851人	92,550,000円
妊婦支援給付金（1回目）	電子地域通貨	39人	1,950,000円
合 計		1,890人	94,500,000円

支給区分	給付種別	対象妊婦数 (こどもの数)	支給額
妊婦支援給付金（2回目）	口座振込	1,496人 (1,526人)	76,300,000円
妊婦支援給付金（2回目）	電子地域通貨	87人 (88人)	4,400,000円
合 計		1,583人	80,700,000円

妊婦支援給付金合計	3,473人	175,200,000円
-----------	--------	--------------

